

報告事項	男女の活躍を推進する子育て支援について
取組課題	
<p>1 待機児童対策について  現在、県内では待機児童対策の推進による保育所の整備、拡充に伴い保育士の確保が急務となっているため、潜在保育士の活用が求められている。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業について  子ども・子育て支援新制度の施行により、対象児童が小学校6年生までに拡充されたことで、児童の発達過程を踏まえた育成支援を行うために、職員には一層の専門性が求められている。  また、職員の勤務時間は、平日は放課後から夜まで、長期休業期間は朝から夜までという特殊な形態であり、労働者側のニーズに合致せず、人材の確保が難しい。</p> <p>3 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発について  四州市のワーク・ライフ・バランス推進に向け、これまでの連携した取組の充実が求められている。</p>	
実施状況	
<p>1 取組成果</p> <p>(1) 県内の潜在保育士向けメッセージの作成（待機児童対策）  潜在保育士の保育現場への復帰、就職を促すため、27年1月に保育士のやりがいなどをアピールする四州市首長メッセージを作成し、潜在保育士個人へ直接発信（メール又は郵便）した。  併せて、四州市同時記者発表及び各縣市ホームページへの掲載を行った。</p> <p>(2) 県内における放課後児童健全育成事業の職員の資質向上と安定雇用に向けた取組の実施（放課後児童健全育成事業）  放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、子ども・子育て支援新制度施行に伴って義務研修に位置づけられた「放課後児童支援員認定資格研修」を神奈川県が実施するにあたり、横浜市・川崎市・相模原市及び横須賀市と意見交換を行った。  ※平成26年：8月26日・11月21日、平成27年：2月13日・8月6日</p>	

### (3) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

四州市で 26 年度及び 27 年度の企業向けワーク・ライフ・バランスの取組について情報交換を行い、年間計画をまとめた。

26 年度に先行して実施した横浜市の企業向け研修においては、四州市で研修テーマについて意見交換を行うとともに、各州市がそれぞれ所在の企業に周知した結果、横浜市以外の企業からも参加申込みがあり、前年を上回る参加状況となった。

27 年度は、年間計画に基づいて四州市で情報共有し、四州市共催の研修の実施や、各州市が行う研修に四州市所在の企業等が参加できるよう、各州市でホームページやチラシによる十分な周知を行う。

#### 【企業向け研修の実施状況及び実施予定】

- 平成 27 年 3 月 11 日 (広報等周知：四州市、開催地・主催：横浜市)
- 平成 27 年 11 月 17 日 (広報等周知：四州市、開催地：横浜市、四州市共催)
- 平成 28 年 1 月 28 日 (広報等周知：四州市、開催地：川崎市、  
神奈川県・川崎市共催)
- 平成 28 年 2 月 10 日 (広報等周知：四州市、開催地：相模原市、  
四州市、神奈川労働局共催)
- 平成 28 年 3 月頃 (広報等周知：四州市、開催地・主催：横浜市)

## 2 今後の課題

### (1) 待機児童対策について

待機児童対策の推進においては、保育所の整備・拡充に伴い保育士の確保が急務となるため、引き続き四州市共同で作成したメッセージを活用し、潜在保育士の保育・教育現場への復帰・就職を促していく。

### (2) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業所は、法改正に伴い、開所にあたって放課後児童支援員（有資格者）の必置条件（児童 40 人に対し 1 人以上）があり、在任の有資格者を放課後児童支援員とするためには、平成 31 年度末までに「放課後児童支援員認定資格研修」を修了しなければならない。

このため、必置条件及び在任者への研修機会提供を満たす人材確保策等について検討する必要がある。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発について

ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業は一部にとどまっているため、引き続き四州市が連携した取組を充実させ、企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組支援を一層強化する。